

令和元年6月17日
政策経営部財政課

使用料等改定の検討について

1 これまでの経緯

本区では、「受益者負担の原則」に基づき、これまで公共施設に係る使用料（利用料金）の定期的な見直しを行ってきた。

【過去の改定状況】

改定年度	改定内容
平成12年度	施設使用料について平均20%引上げ（12年5月～）
15年度	改定を実施せず
18年度	新たに駐車場の有料化及び減額・免除の規定整備（18年10月～）
21年度	改定を実施せず
24年度	文化センター系とスポーツ施設系を20%、区民館系を10%引上げ（24年10月～）
28年度	改定を実施せず

※24年度改定時に、使用料は4年ごとに見直すものと整理している。

2 今回の検討事項

使用料検討委員会において、主に次の検討項目から、使用料改定の必要性を検討する。

- ① 対象とする施設
- ② 有料化の検討が必要な施設
- ③ 使用料と維持管理経費、人件費及び投資的経費（減価償却費）等の比較検証
- ④ その他使用料改定に関する事項

3 検討スケジュール

5月23日	第1回使用料検討委員会及び幹事会の開催 ・これまでの改定経緯 ・基本的な考え方の確認と今後の進め方
7月以降	使用料検討委員会幹事会を月1回程度開催（分析・検討など） 必要に応じて、使用料検討委員会を開催
10月下旬	使用料検討委員会において改定原案を作成
11、12月	各委員会で改定案説明（改定が必要な場合）
令和2年2月	第1回定例会で条例提案（改定が必要な場合）